

議案第 1 3 6 号

令和 5 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和 5 年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139,871 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 360,333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

歳 入

款	項
2 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合計

歳 出

款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
歳出	合計

予 算 補 正

補正前の額	補正額	計
千円 30	千円 139,871	千円 139,901
30	139,871	139,901
220,462	139,871	360,333

補正前の額	補正額	計
千円 220,462	千円 139,871	千円 360,333
220,462	139,871	360,333
220,462	139,871	360,333